

平成30年 第4回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年4月5日(木) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	欠席
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦
 事務局次長 西村 真徳
 事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

6番 河野 誠子委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 付議案件について
 - 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
 - 議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件
 - 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転) 9件
 - 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

	について（利用権貸借）	22 件
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	1 件
追加議案第 18 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 19 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 20 号	農用地利用配分計画案に関する意見について	1 件
追加報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・ えひめ農地利用最適化推進 1・1・1 運動について
- ・ 平成 29 年度農地利用意向調査（アンケート）の結果について
- ・ 平成 30 年度農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について
- ・ 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- ・ 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ・ 平成 30 年度八幡浜市農業委員会スケジュール（案）について
- ・ 平成 30 年第 5 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成 30 年第 4 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の出席委員は 19 人中、18 人で総会成立の定足数に達しております。

 欠席委員は「6 番、河野 誠子委員」の 1 人です。

 それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 （二宮会長挨拶）

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

 （異議なし）

議 長 それでは議事録署名人に「18 番、清水 稔委員」、「19 番、柴田 紳一郎委員」を指名します。

議 長

それでは付議案件に入ります。

議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 5、事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは議案第 14 号、番号 5 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,737 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「労働力不足により、十分な耕作ができないため」。譲受人は「農業経営規模拡大のため」であります。

譲受人の経営面積については、議案書には「0 a」と記載していますが、〇〇〇〇より経営面積証明書が提出されており、〇〇〇〇の耕作面積が「99.2 a」であることを確認しております。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

3 番

番号 5 を説明します。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇歳で、面積も少ないですけど、〇〇〇〇ということで、農業をすることは難しいかなと。

買った方、〇〇〇〇さんにつきましては、〇〇〇〇とにかく農業経営規模を拡大したいということであります。

お互いが後継者もないということで、農地を売買してやりたいということで。私も聞きましたら、坪単価〇〇〇〇ということで、私らの条件から言ったら高額な土地の価格であると思いましたが、お互いが納得して、利益があるということですので、私も理解をしたわけです。

後ほど転用の件につきましては、次号議案で補足説明させていただきます。

きますので、まずは所有権移転について審議していただきます。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 6、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは番号 6 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,924 m²」、議案書 1 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇まで、議案書 2 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇までを記載しています。計 14 筆、計「12,341 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者〇〇〇〇に贈与したい」。譲受人は「農地を譲り受け、一層農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積「76.1 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 1 番 　　番号 6 を説明します。

〇〇〇〇さんは、年齢〇〇〇〇。

〇〇〇〇さんは、年齢〇〇〇〇ですけども、〇〇〇〇ということで、〇〇〇〇帰ってきました。まじめな子で、一生懸命やっているということで、みんなが認めている後継者であります。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇でありまして、今後〇〇〇〇をやってもらうということで贈与となりました。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 7、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 7 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,340 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「耕作管理が行き届かず、要望に応じて売却する」。譲受人は「現在耕作地の隣接地であり、譲り受けて営農規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積「463.1 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 18番 番号7を説明します。
譲受人の〇〇〇〇くんは、〇〇〇〇をされておりまして、非常に意欲的な経営者ですので問題ないと思います。以上です。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」
番号2、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第15号、番号2を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,737 m²の内1.48 m²」です。
申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。
転用目的「営農型発電設備用地」。転用理由「農業経営の安定化を図るため、申請地に営農型発電設備を設置したい」とのことです。
参考資料の1ページ、位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇に位置しており、農地区分としては、農業振興地域内の農用地区域内農地にあたります。このことから、農地法の運用通知により、運用農地の転用は、原則不許可となるところですが、当該案件は営農を行いながら農地に支柱を立て、ソーラーパネルを設置する、いわゆる営農型の転用申請であることから、条件を満たせば、3年以内の一時転用を許可することができます。3ページから5ページに設備に関する資料を掲載しております。簡易な構造

で、容易に撤去が可能な設備を必要最小限設置する内容となっております。

次に6ページから7ページに営農計画書等を掲載しております。パネルの下では、サカキを栽培する予定となっております。

なお、参考までに、当該申請者は過去に他市町において、同様案件の許可を受けていることを申し添えます。

また、この案件につきましては、3,000 m²以下の優良農地に該当するため、詳細については事前に農地部会においてご確認を頂いております。本会議においてご審議いただき、適当と認めて頂きましたら月末に予定されている県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、その後県に進達する運びとなっております。

議 長 農地部会の方で検討されておりますので、農地部会長の説明を求めます。

13番 この案件、私と〇〇〇〇で現場の方を確認しました。
結構西向きの土地で、朝日はあたらないけど、日当たりは良好でした。

〇〇〇〇と同じような設備で、上にソーラーのパネルを置いて、下でサカキ、神様に備えるものを栽培するというので、年間発電は、〇〇〇〇、電気代とあれと込みで〇〇〇〇の計画を持っているようです。

農地部会では、許可してもいいかなという方向になっております。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3番 この方は、〇〇〇〇で住所があるわけですが、色々なものを作っておられます。水稲、季節の野菜、それから事務局言われましたけども、松前町のシキミ、供え物だと思います。

今回はこの場所にサカキ、神様用ですよね。ハナシバではなく、神様用ということで、どうもいろいろなところに年間契約して供給して、お金にしたいということです。

どうも聞いてみますと、成木になり、お金になるには四、五年くらいはかかるということで、〇〇〇〇ということで、投資が〇〇〇〇ちよつということで、足掛け十何年かかりますよね、この方は〇〇〇〇から初めて元を取れるような、先を見て投資をされたということでございます。

サカキは〇〇〇〇、私言いましたけども、カンキツでしたら年間消毒・肥培管理をしないといけないですけども、これにつきましては灌水、除草、それから年なんかの時に消毒するというので、上に太陽光発電をするということは、どうも直射日光があたるとサカキの色が変色する。やはり緑色でないといけないということで、どうしても光を遮断したいということで、合わせて太陽光パネルを付けたいということで、お互いにお金が入り、お金を投資して、お互いがいい思いとなるということでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　続きまして、議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」番号 9、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　議案第 16 号、番号 9 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,363 m²」です。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「500.8 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

2 番 　　番号 9 を説明します。

〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇歳を過ぎて、〇〇〇〇で経営されております。だいぶしんどくなったということで、親戚関係となる〇〇〇〇さんに作ってもらえないかということで、〇〇〇〇さんが耕作をされることになりました。

それで、〇〇〇〇さんのところは、この〇〇〇〇、そして〇〇〇〇に従事できておりますので十分対応していけるのではないかと思います。

審議の程、よろしくお願ひします

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 10 から 12 まで、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 10 から 12 までを一括して説明します。
番号 10、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「64 m²」、外 1 筆、計「120 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「346 a」、売買価格〇〇〇〇。
番号 11、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「259 m²」、外 2 筆、計「1,594 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「131.6 a」、売買価格〇〇〇〇。
番号 12、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「333 m²」、外 1 筆、計「746 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買価格〇〇〇〇。
なお、〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、父〇〇〇〇の経営する農地約 170 a を耕作していること。
また、父〇〇〇〇と認定農業者になるための共同申請が済んでいることから問題ないと考えられます。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号 10 を説明します。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇は先月も申請がありましたように、まだ余裕がありまして、1 畝ぐらいの面積ではほとんど関係ないと思います。

番号 11、〇〇〇〇さんのところは、ほとんど廃園です。廃園が復活したのですが、〇〇〇〇経営しておりまして、まだ余裕があるのではないかと思います。

番号 12、これも元々は廃園でございます。そこを復活させてもらっているんです。で、地元としては喜んで、ありがたいことで、経営いくらでもここはまだ出来ますので、よろしくお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 13、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 13 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,779 m²」、外 1 筆、計「1,817 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「501.7 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

5 番 　　番号 13 を説明します。
場所は、〇〇〇〇日受けがよく美味しいミカンができるところでございます。先ほどの話しと同じで、ここも廃園です。2 反歩廃園になっておりますが、ちょうど南側にとりの園地でございます。3 年前

から荒れているということで、手に入れてこれから何を植えようかという考えだそうです。

それで、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇がおられて、バリバリに家の仕事回る家庭ですので、十分にやっつけていけるのではないかと思います。5ヘクタール作られています。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号14、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号14を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,225 m²」、外3筆、計「1,755 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「173.8 a」、売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 番号14を説明します。
〇〇〇〇さんの土地につきましては、〇〇〇〇さん〇〇〇〇歳を超えていますけども、かなりの雇用をしております、綺麗に作られている方で、〇〇〇〇さんの畑、今現在も作られていました。この際、売買をしたいということで、まだ〇〇〇〇さん、雇用でやっつけていくことですので、よろしくお願いします。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 15、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 15 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,019 m²」、外 1 筆、計「3,224 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「156.1 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 10 番 番号 15 を説明します。
〇〇〇〇さんは、高齢で〇〇〇〇おりまして、1 人が小さい面積でミカンを作っております。
で、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇農家をやっていくという非常に勢いのある農家さんです。
で、5 年前にこの畑を賃貸借で〇〇〇〇さんがずうっと作っていたのですが、契約が切れるということで、今回は売買ということで、売買価格は〇〇〇〇とちょっと高いと思われませんが、ここはうちの畑のすぐ下の畑で良く知っている畑ですが、3 反ぐらいあるんですけど、段幅が広くて、3 段か 4 段ぐらい。1 段がかなり広くて反収もかなりとれる畑だということで、お互い話し合いこの金額ということです。
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 16、17、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 16、17、一括して説明します。
番号 16、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「380 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買価格〇〇〇〇。
〇〇〇〇の経営面積「60.7 a」となっており、売買の下限面積要件を満たしておりませんが、父〇〇〇〇の経営する農地約 190 a を耕作していること。また、既に認定農業者として認定されていることから問題ないと思われます。
番号 17、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「333 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 番号 16 を説明します。
〇〇〇〇さん、おじさんに耕作の方をして頂いたのですが、そのおじさんが高齢となり耕作できないということで、隣接地の〇〇〇〇くんに所有権を移転して耕作をして頂いたらということです。
〇〇〇〇くん、〇〇〇〇もうバリバリの農家でございます。父親もまだ〇〇〇〇代ということで、十分余裕がありますので問題ないと思えます。
よろしく申し上げます。

- 13番 番号17を説明します。
売り手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳とかなり高齢です。
買い手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳で、去年から専業農家で頑張っておられる意欲的な人です。
この〇〇〇〇さんの土地ですが、農道が出来た時に上と下と半分に分かれて、下の半端な分をぜひ作って貰えないかと言ったら、ぜひ作らせてくださいということでこのようになりました。
よろしくお願ひします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」
番号72から78まで、一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第17号、番号72から78まで、一括して説明します。
番号72、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「329㎡」、外1筆、計「566㎡」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「184.8a」、期間「9年10カ月」、賃借料〇〇〇〇です。
番号73、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「230㎡」、外4筆、計「1,077㎡」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「251.7a」、期間「9年10カ月」、賃借料〇〇〇〇です。
番号74、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,277㎡」、外3筆、計「6,053㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「231.2 a」、期間「4年11カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号75、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「198 m²」、外2筆、計「5,654 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「9年10カ月」、賃借料〇〇〇〇。

なお、〇〇〇〇の経営面積が「0 a」となっておりますが、父〇〇〇〇の経営する農地約90 aを耕作していること。

また、今回借り入れをする農地面積が貸借の下限面積要件を満たしているため問題ないと思われます。

番号76、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,908 m²」、外1筆、計「2,715 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「123.2 a」、期間「2年10カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号77、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「388 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「385.6 a」、期間「4年10カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号78、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,553 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「233.6 a」、期間「9年10カ月」、賃借料〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8番 私からは、番号72、73、75、76、77を説明します。

番号72です。貸し手の〇〇〇〇さんですけど、高齢になりまして字もよくかけない状態になりまして、誰かに作ってほしいということです。

相手の〇〇〇〇くんですけど、年は〇〇〇〇過ぎぐらいで、バリバリの若手農家であります。

番号 73 です。貸し手の〇〇〇〇さんですけど、勤めに出られてお
りまして、〇〇〇〇が耕作されております。

借り手の〇〇〇〇くん、〇〇〇〇代のバリバリの農家で規模拡大を
図っている農家なので、このような話にまともっております。

番号 75、〇〇〇〇さんですけど、この方も高齢になりまして、面積
を減らしたいということで作り手を探しておりましたところ、〇〇〇
〇さん、一昨年までは勤めに出られておったのですが、ミカン農家で
規模拡大してやりたいということで就農されまして、今回このように
話がまともっております。

番号 76、77 ですけど、〇〇〇〇さんですが、年齢的にはそんなに
年寄ではないですが、健康状態がちょっとよくないということで、面
積を減らしたいということで、作り手を探しておりましたところ、〇
〇〇〇さん、それから〇〇〇〇さんとこのような形で話がまとまりま
した。

よろしく申し上げます。

9 番

私からは、番号 74、78 を説明します。

番号 74 です。〇〇〇〇さん、昨年の暮れに亡くなりまして、〇〇
〇〇1 人ではやれないということで、6 反ちょっとあるのですが、家
も近い〇〇〇〇さん、〇〇〇〇3 年前から一緒に、〇〇〇〇さんと農
業を営んでおります。ですから、きちんと管理していただけるものと
確信しております。

番号 78、〇〇〇〇さんですが、高齢のため、〇〇〇〇は娘婿であり
まして、ゆくゆくは全部〇〇〇〇さんに作って貰うということで、と
りあえず今年は、2 反 5 畝ですか、娘婿の〇〇〇〇さんが耕作するこ
とになっております。〇〇〇〇さんも〇〇〇〇がおられまして、きち
んと管理されている優秀な農家であります。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 79 から 82 まで、一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 79 から 82 まで、一括して説明します。
番号 79、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「888 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「277.9 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 10 カ月」。
番号 80、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,035 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「90.3 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 10 カ月」。
番号 81、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,239 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「184.2 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 10 カ月」。
番号 82、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「326 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「181.2 a」、期間「9 年 10 カ月」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 10 番 番号 79 を説明します。
〇〇〇〇さん、高齢で経営面積をだいぶ縮小しています。
〇〇〇〇さんは、先ほどの〇〇〇〇さん同様、〇〇〇〇で、年も〇〇〇歳、〇〇〇〇非常に勢いのある農家さんです。今回〇〇〇〇さんの土地がちょうど〇〇〇〇さんの隣の畑ということで、地続きとなり便利がいいということです。

よろしく申し上げます

11番

番号80、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇ですが、ちょっと〇〇〇〇さんの方をお願いしたそうです。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇をされておりますが、それなら作りましょうということになりました。

番号81、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんも体調が思わしくないということで、〇〇〇〇である〇〇〇〇さんをお願いしたところ引き受けるということで話はまとまっております。

番号82、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。

〇〇〇〇さんは5年位前に〇〇〇〇に来られまして、一生懸命ミカンを作っておられます。その〇〇〇〇さんの近くに〇〇〇〇さんの畑がありまして、〇〇〇〇さんの方から無償で作ってくれないかということで話がまとまっております。

よろしく申し上げます

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することと致します。

議長

続きまして、番号83、84、事務局の説明を求めます。

事務局

番号83、84を説明します。

番号83、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,285㎡」、外1筆、計「1,908㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「9年10カ月」。

なお、〇〇〇〇の経営面積は「0a」となっておりますが、議案第

17、20号用の参考資料、1ページから3ページまでをご覧ください。
伊方町において約116aを耕作しているため問題ないと思われます。

番号84、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,825㎡」、外2筆、計「2,841㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「19年10カ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

16番 番号83を説明します。

〇〇〇〇さんは、高齢のため〇〇〇〇さんをお願いして作って貰うことになりました。

番号84、〇〇〇〇さんは、体調が悪いので、〇〇〇〇さんをお願いして作って貰うことになりました。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇です。

よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号85から93まで、事務局の説明を求めます。

事務局 番号85から93まで、一括して説明します。

番号85、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,955㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「316.4a」、期間「10年」。

番号 86、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「130 m²」、外 1 筆、計「917 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「311.2 a」、期間「10 年」。

番号 87、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「333 m²」、外 2 筆、計「1,190 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「516.6 a」、期間「10 年」。

番号 88、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「206 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「516.6 a」、期間「10 年」。

番号 89、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「130 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「516.6 a」、期間「10 年」。

番号 90、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「629 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「5 年」。

なお、〇〇〇〇の経営面積「0 a」となっておりますが、議案第 17、20 号用の参考資料の 4 ページをご覧ください。

4 ページから 10 ページまでのとおり、経営改善計画を提出して頂いておりますので問題ありません。

番号 91、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3,412 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借料〇〇〇〇、期間「5 年」。

番号 92、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「765 m²」、外 3 筆、計「2,202 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「5 年」。

番号 93、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「914 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「5年」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

17番

番号 85 から 92 まで、順を追って説明します。

番号 85、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇きれいに管理されていたのですが、なかなか高齢ということで園地をどんどん減らしております。

〇〇〇〇くん、最近帰ってきて、〇〇〇〇もまだ元気ですので、どんどん経営面積を拡大しているところです。

番号 86、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇一人で農業をしているわけですが、なかなか管理が行き届かないというところで、〇〇〇〇さんをお願いしております。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇くんも現役でありますし、元々この土地の近くの土地も作っていたということで、〇〇〇〇さんが作られるということでもあります。

番号 87、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇ということで、非常に大きな面積を経営しておられますが、きれいにつくられておりますので問題ないと思います。

番号 88、89、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇です。〇〇〇〇しかしながら、女手一つで管理することはなかなか大変だということで、〇〇〇〇くんにつくって貰う土地が番号 88、89 です。

番号 90、〇〇〇〇さん、借り手〇〇〇〇くん、〇〇〇〇研修をしております、今年の春から農家として一本立ちしたいところですが、なかなかいきなりというのは難しいということで、半日間は、前年から就いていた農家さんの手伝いをしながら、現金収入をある程度得ながら、昼からは農家の仕事、自分の園地でやっつけようということで、非常に意欲的で、頼もしい存在です。

番号 91、92、作り手は〇〇〇〇くんで、利用権を設定する〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇。実際は、〇〇〇〇くんと私の園地、隣だったので、去年の 12 月ごろに、〇〇〇〇まで出て行って作るのはしんどいので、どうにかありませんかということで話を受けておったのですが、〇〇〇〇から〇〇〇〇くんの存在を聞きまして、品種的にもミカンがなかったということで、ちょうどいい園地があるということで今

回の話になりました。

番号 92、〇〇〇〇さんの園地、これも地番を見て頂いたら分かるように、近くの園地でして、品種は極早生だったと思いますので、品種構成的にもいいということで、この土地も〇〇〇〇くんに作って貰うことになっております。

以上です。

18番

番号 93 を説明します。

貸し手の〇〇〇〇さんのこの土地ですけども、10年前から〇〇〇〇さんが作っていたわけなんですけども、今年の6月に10年の契約が切れるということで、だれか作る人いないかということで、あと10年は難しいということで、うちの方にも話がありまして、〇〇〇〇くんに貸したらどうかということで話をしましたら、作ってくれるということで、そういうことになりました。

よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」

番号8、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第3号、番号8を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「681 m²」、外11筆、計「4,367 m²」。

賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして、追加議案第 18 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」及び追加議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」関連事項でありますので一括して、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 18 号及び 19 号を一括して説明します。
議案第 18 号、番号 1 から説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「田」、面積「101 m²」、外 1 筆、合計「417 m²」です。
申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。
転用目的「通路及び駐車場用地」、転用理由〇〇〇〇通路と駐車場を設置したい」とのことです。
追加議案の参考資料 1 ページ位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇していることから、申請地の農地区分は農地法運用通知により市街地の区域内等にある農地に該当するため「第 3 種農地」となります。この「第 3 種農地」の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況に支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。
参考資料の 3 ページ土地利用計画図をご覧ください。
計画では、図面の北側にある市道から申請者の自宅横まで、通路と駐車場を一体的に整備しようとするもので、大枠で囲ってある駐車場とそれに接する通路用地が 4 条申請で、市道に接する通路用地が 5 条申請となります。
ただ、駐車場用地につきましては、違反転用となっております、農地部会において審議をしています。
続きまして、議案第 19 号、番号 3 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「田」、面積「457 m²」、所有権移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。
転用目的「通路用地」、転用理由〇〇〇〇通路と駐車場を設置したい」とのことです。
参考資料の 6 ページ土地利用計画図をご覧ください。

一体利用計画の内、太枠で囲ってある市道に接する通路用地が5条申請に該当する部分です。

説明は以上です。

議 長 農地部会を開催しておりますので、部会長より報告よろしくお願ひ
します。

13番 説明します。
申請人の〇〇〇〇。
始末書も出しておりますし、許可してもいいのかなと農地部会の方
では許可でいいとなっております。
よろしくお願ひします。

議 長 地元委員の説明をお願いします。

19番 先ほど言われましたけども、本人〇〇〇〇歳の若さではありますけ
ども、〇〇〇〇ぐらい前に〇〇〇〇の症状で、今まで通っていた道と
いうのが、軽四が一生懸命に上がるということで、どうにか救急車で
も間に合うように、国道から一番近いところで、直線に自宅まで道
入れたいということでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、追加議案第20号「農用地利用配分計画案に関する意
見について」番号1、2及び追加報告第4号「農地法第18条第6項の
規定による届出等について」番号9、一括して事務局の説明を求めま
す。

事務局 それでは追加議案第20号、番号1、2及び追加報告第4号、番号9

は関連しますので、一括して説明をします。

番号 1、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,667 m²」。
農地の所有者〇〇〇〇、〇〇〇〇、農地中間管理機構を介した賃貸借です。

権利の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借料〇〇〇〇。
議案第 17 号、20 号用の参考資料 11 ページから 15 ページまでをご覧ください。

〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、こちらのとおり経営改善計画を提出頂いているため、問題ないと思われま

す。続きまして、番号 2、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「933 m²」、外 5 筆、計「3,925 m²」。

農地の所有者〇〇〇〇、〇〇〇〇、こちらも農地中間管理機構を介した賃貸借です。

権利の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借料〇〇〇〇。
続きまして、報告第 4 号、番号 9、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,667 m²」、外 6 筆、計「6,592 m²」。

賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。

以上です。

議長 この案件に関しては、〇〇〇〇が〇〇〇〇と契約を結んでいて、特に新規就農とか、そういった人達にあっせんする事業なので、農業委員には直接報告等はありません。

県の方も〇〇〇〇新規就農、あるいは I ターン、U ターンで農業をしたいという人たちのあっせんをこういった形で、特に中予、東予等についてはやられているケースがあります。

特に中山間地域、八幡浜市、吉田、宇和島等についてはなかなかこういった案件は少ないのですが、今回こういった形でまとまりましたということです。

議長 この件に関して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは原案のとおり決定することと致します。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年4月5日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 清 水 稔

議事録署名人 柴 田 紳一郎